

全日本空手道連盟形審判試験受審予定者へ

令和5年1月15日に行われる審判義務付け講習会において、「形審判 地区A及びB」を受審予定の方は、**地区形審判員要請講習会**を受講しなければなりません。

※12月4日に予定していた「第3回形講習会」を「地区形審判員養成講習会」に変更いたします。

全日本空手道連盟 公認審判員規定

(受審者の資格基準)

第24条 全国形審判員、地区形審判員及び都道府県形審判員の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、以下の各号及び別表2に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(2) 地区形審判員 B 級受審者は原則として地区形審判員養成講習会の受講修了者でなければならない。なお、地区形審判員 B 級で地区形審判員養成講習会を受講していない者は地区形審判員 A 級受審することはできない。

※前回、地区形Aを受審し、不合格のもので再受審する場合は、地区形審判員養成講習会を受講する必要はありません。新規で受審する場合は、必要となります。